

成果物のご利用及び著作権について

著作権は事業を実施した団体に帰属しています。

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と事業を実施した団体との間では、原則として以下のような条件で著作物の利用に関する取り決めを行っています。

（１） 成果物利用の許諾

事業成果物の著作権者である団体は、機構に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号、以下「法」という。）第 63 条に基づき以下のとおり利用を許諾する。

- ① 機構が事業成果物を「WAM助成 e-ライブラリー」のデータとすること及び第三者からの事業成果物の利用申込みに対する許諾を行うこと（複製権：法第 21 条）。
- ② 機構がインターネットを利用して事業成果物を公開すること（公衆送信権等：法第 23 条第 1 項及び第 2 項）。
- ③ 機構が事業成果物の目的を損なわない範囲で編集・翻訳すること（翻訳権、翻案権等：法第 27 条）。
- ④ その他助成事業の事業成果物の社会に対するより一層の活用を図るために必要な権利については、必要に応じて事業を実施した団体と機構が協議の上決定する。

（２） 事業成果物を利用する場合の条件

- ① WAM助成 e-ライブラリーの各事業成果物の目次部分等には以下の表記を行う。

「「WAM助成 e-ライブラリー」内の事業成果物は、独立行政法人福祉医療機構が事業実施団体から利用の許諾を得てデータベース化したものです。「WAM助成 e-ライブラリー」に掲載されている記事・写真・図表・映像等の無断転載を禁じます。利用については独立行政法人福祉医療機構へお問い合わせください。」

- ② 第三者に機構が事業成果物の利用を許諾する場合は、出所の明示を条件とする。
例：(NPO) ○○会、○○のあり方に関する調査報告書 20××年

従って、「WAM助成 e-ライブラリー」の情報を利用される場合は、機構までご連絡くださいますようお願いいたします。